

令和2年9月11日

保健学研究科  
医学部保健学科  
学生 各位

保健学研究科長・保健学科長  
安田 尚史

### 令和2年度後期の授業実施方針等について

本学の活動制限レベル「授業（講義・演習・実習）」及び「学生の入構」が、令和2年10月1日より「レベル1」へ引き下げられることとなりました。保健学研究科・保健学科における授業実施方針及び学生の入構については、全学の方針に則り、以下のとおりとします。

#### 【講義・演習、学内実習、学外実習の指針及び学生の研究活動の指針について】

活動制限レベルの引き下げに伴い本指針を別紙1のとおり更新しました。学生及び教職員は本指針を遵守し対面授業及び学生の研究活動に取り組むこととします。

#### 【授業の実施について】

後期においても遠隔授業を中心に実施することとしますが、一部の講義及び実習・演習科目については対面により実施いたします。対面授業を実施する科目（一部実施を含む）は、時間割上に教室名を記載していますが、具体的な対面授業の日程等は必ず BEEF 上で授業開始日までに確認してください。

なお、学部保健学科1年次生の専門科目（金曜日の授業）は、原則全て遠隔で実施します。全学共通授業科目（共通専門基礎科目含む）については、国際教養教育院 HP や BEEF 等で確認してください。

#### 【学生の入構について】

感染拡大防止に配慮し、対面授業の受講、教員の指導に基づく研究活動、届出により許可された課外活動及びアクセスポイント利用を許可された場合（別紙2）以外の入構を制限します。入構に際しては引き続き2週間前から「健康観察票」（別紙3）に記録することを要請します。（入構する場合に備えて常時記録しておくことを推奨します）

その他、証明書発行機の利用や事務室への書類提出等で大学への入構が必要な場合は入構を許可（届出不要）しますが、可能な限り郵送による手続きを取るなど感染防止に努めてください。※図書館利用のための入構については別途図書館よりお知らせします。

**【別添資料】**

- ・保健学研究科・医学部保健学科における講義・演習・学内実習・学外実習の指針及び学生の研究活動の指針（別紙1）
- ・遠隔授業実施に伴う学生のアクセスポイント利用に関するガイドラインについて（別紙2）
- ・健康観察票（別紙3）

**保健学研究科・医学部保健学科における  
講義・演習・学内実習・学外実習及び学生の研究活動の指針  
(神戸大学活動制限指針レベル1)**

【講義・演習・学内実習・学外実習の指針】

- ・講義については遠隔授業を原則とし、一部教育上必要な科目については対面で実施する。
- ・講義・演習、実習は参加人数を分散して実施するとともに、遠隔授業を組み合わせることで時間を必要最低限度に維持する。原則、これら演習・実習への参加は希望者を対象とし、参加を希望しない学生に対しては代替の学修保証に配慮する。
- ・学期途中であっても、今後の地域の感染状況や学内での感染者の発生によっては、対面から遠隔授業に切り替えることがある。
- ・対面授業と遠隔授業が連続する場合等、自宅での遠隔授業受講が困難な学生については、学内アクセスポイント利用環境等に配慮する。
- ・教室・実習室内への入室を制限する工夫として、公共交通機関使用学生の時差登校、少人数・複数回の授業実施などに配慮する。
- ・学生は「感染症対策講義」の視聴とレポート提出を必須とする。すでに視聴およびレポート提出済みの学生については、再提出は不要とする。
- ・学生には演習・実習の開始2週間前より健康観察票を記録させる。この期間、不特定多数の他者と接触する可能性の高いアルバイトなどの活動（飲食店・カラオケ店・ライブハウスなどの感染しやすい場所や感染対策を行っていない場所）は、自粛を要請する。授業当日、体温37.5℃以上等、健康観察票チェック項目に該当する体調不良が確認される場合には、指導教員や保健管理室への連絡を義務付け、授業への参加を認めない。
- ・教員を含めた全員が手洗い励行とマスクの着用を必須とし、教室・実習室の換気を確保する。空調設備使用下においても、室内換気を励行する。
- ・ソーシャルディスタンスを考慮した演習・実習の実施と動線配置に配慮する。個々の実技練習は濃密接触に当たらない15分程度の短時間に留める配慮を求める。

が、マスク装着、手指消毒の実施、実習環境の配慮を十分に行った実習については担当教員の裁量を優先する。演習ペアが変わる毎に手指消毒を励行する。ディスプレイ手袋の使用についても配慮する。

- ・授業終了後、使用物品や室内環境の消毒を徹底する。

- ・学外実習に際しては、移動時のマスク、手指消毒を徹底する。実習施設からの要望あるいは教員の判断によっては、フェイスシールドやディスプレイ手袋等の備品を支給する。学生には消毒液などの携帯を要請し、施設利用者や現地指導者などとの関わりの前後で必ず使用する。

#### 【学部学生・大学院生の研究活動の指針】

- ・原則、学生の研究活動への参加は希望者を対象とし、参加を希望しない学生に対しては代替の学修保証に配慮する。公共交通機関を使用する学生については時差登校などに配慮する。

- ・学生には健康観察票の記録を要請し、各自の体調管理を励行する。体温 37.5℃以上等、健康観察票チェック項目に該当する体調不良が確認される場合には、指導教員や保健管理室への連絡を義務付け、研究活動への参加を認めない。

- ・手洗い励行と登下校・構内でのマスクの着用（熱中症に留意すること）を必須とし、不特定多数の他者と接触する可能性の高いアルバイトなどの活動（飲食店・カラオケ店・ライブハウスなどの感染しやすい場所や感染対策を行っていない場所）は、自粛を要請する。

- ・ソーシャルディスタンスを考慮した実験環境の設定と動線配置を行う。研究室の換気を十分に行い、使用物品や室内環境の消毒を徹底する。空調設備使用下においても、室内換気を励行する。

- ・学外施設等で行う研究活動については「学外実習の指針」に準拠する。

## 遠隔授業実施に伴う学生のアクセスポイント利用に関するガイドライン

保健学研究科・医学部保健学科

遠隔授業の実施及び対面授業の一部再開にあたり、学生に教室を開放し、アクセスポイントを利用させる場合については、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1. 対象学生

- 1-①通信環境が整わないため、遠隔授業を受講することが困難な学生
- 1-②学内での対面授業の実施により自宅で遠隔授業を受講することが困難な学生  
(例：遠方の学生で、3時限目に学内で対面実習があり、1-2時限目や4時限目以降の遠隔講義を自宅で受講できない場合)

### 2. 利用の許可

アクセスポイントを利用するために登校し教室を使用する1-①の学生は、予め、当該教室を管理する部局長に申請し、許可を得るものとする。ただし、対面授業の受講のために登校する1-②の学生は申請不要とする。

### 3. 教室を開放する期間

令和2年度後期授業期間中 (対面授業を実施する平日のみ)

### 4. 教室の利用者数

1教室あたりの利用者数については、収容人数の1割を目安とする。

### 5. 学生が教室を利用する際の遵守事項

#### 1) 開放されている教室のみ出入りすること。

1-①の学生は、使用中は常に許可書(データ)を携帯し、職員から提示を求められたときは、速やかに提示すること(スマートフォン等の画面提示でも可とする)。

1-②の学生は、職員から対面授業・遠隔授業の履修状況について確認を求められたときは、その指示に従うこと。

#### 2) 感染予防のため、以下のとおり最大限の注意を払って教室を使用するとともに、咳エチケット(マスク着用)や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、学内外での行動に注意すること。

- 登校前には健康状態チェック（体温、風邪症状の有無の確認）を行うこと。体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）のある者は、指導教員や保健管理室に連絡し、通学しないこと。
- 教室に入室する際は、備え付けのアルコール洗浄液で手指をよく消毒すること。
- 登下校時及び入室時にはマスクを着用すること。（熱中症に留意すること）
- 最も感染拡大のリスクを高める環境の抑制に努めること。
  - ① 換気の悪い密閉空間 ② 人が密集している ③ 近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なった場を作らないこと。
- 使用許可された教室の窓は、可能な限り開放するよう心掛けること。休憩時間は必ず教室の換気を行うこと。
- 教室及び建物内での私語は慎むこと。
- 近距離での人との会話はしないこと。
- 人と人との間隔は2メートル以上空けて利用すること。
- Zoom や Webex 等のオンライン授業を受講する際は、他の学生に配慮し、各自で持参したヘッドホン等を利用すること。
- 食事はできる限り人と会話せずに行うこと。
- その他大学の備品について、できる限り触れないようにすること。

3) 使用許可書を他者の利用に供してはならない。

4) 教室を学修以外に使用してはならない。

5) 教室の使用等について大学管理者からの指示がある時は、その指示に従わねばならない。

6) 自宅で通信環境が整備されたことなど、使用理由が消滅した時は、直ちに申し出るとともに教室の使用を中止しなければならない。

7) 上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。

#### 【開放する教室】

B201 教室及びB202 教室

※ただし、教室の利用状況によりD201 教室、D101 教室も開放する場合がある

## 教室使用申請書

令和 年 月 日

保健学研究科長 殿

私は、自宅において遠隔授業を受講できるネット環境を準備するまでの期間、名谷キャンパスの教室の使用を希望します。

また、別紙「遵守事項」に違反した時は使用を中止いたします。

### 【申請者記入欄】

所属	専攻領域	学年	年	学籍番号	
氏名					
住所	〒 -				
電話番号	携帯電話		固定電話		
メールアドレス	@				

## 教室使用許可書

上記の者に、以下の許可教室の平日「9時00分から18時00分まで」の使用と、名谷キャンパスへの入構を許可する。

なお、許可者は許可期間中、許可された教室のみ使用可能とし、使用中は常に本許可書（データ）を携帯し、職員から呈示を求められた時は速やかに示さなければならない（スマートフォン等の画面呈示でも可とする）。

また、別紙「遵守事項」に違反した場合は、本許可書は無効とし、直ちに使用を中止させる。

許可教室	使用許可期間	整理番号
<input type="checkbox"/> B201 <input type="checkbox"/> B202 <input type="checkbox"/> D201 <input type="checkbox"/> D101	2020年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )	

